

DCプランナー講座

無料公開セミナー

DCプランナー2級 合格の秘訣

2013年
9月試験目標

TAC

DCプランナー2級合格の秘訣

DCプランナー2級試験は、年金制度や投資商品、ライフプランニングなど出題分野が多岐にわたり、さらに合格点が70点以上と規定されており、合格するためには各論点を正確に理解することが求められます。当セミナーでは、最近の試験傾向を分析し、1回の受験で合格するための効率的な学習方法をお話します。

1 試験概要 ～試験について知る

■受験資格

どなたでも受験できます（受験資格の制限はありません）。

■試験レベル

確定拠出年金やその他の年金制度全般に関する基本的な事項を理解し、金融商品や投資等に関する一般的な知識を有し、確定拠出年金の加入者・受給者、確定拠出年金制度を実施する企業の福利厚生担当者などに対して説明できるレベル（具体的には、導入予定企業において、社員教育ができるレベル）。

■出題形式

四択択一式問題45問程度（マークシート形式）。基礎編＜四択択一式30問＞、応用編＜5設例・四択択一式15問＞。出題分野は全4分野（A、B、C、D分野）です。

実施団体	日本商工会議所・金融財政事情研究会		
試験150分 100点満点 ・基礎編60点 ・応用編40点	◇出題数：45問（基礎編30問、応用編15問） 全4分野		
	・A分野：わが国の年金制度・退職給付制度		
	・B分野：確定拠出年金制度		
	・C分野：投資に関する知識		
	・D分野：ライフプランニングとリタイアメントプランニング		
	（基礎編）		（応用編）
	A分野	9～10問程度	3～6問程度
	B分野	9～10問程度	3～6問程度
	C分野	8問程度	3問程度
	D分野	3～4問程度	3問程度
分野ごとに多少難易度が異なります。			
◇出題形式：四択択一式			

■合格基準

100点満点で70%以上

■合格者への特典

1級試験の受験資格が得られます。希望により、資格の登録ができます（登録料：10,500円が必要です）。登録者には、年金関連情報を取りまとめたメールマガジン（月2回配信）や会報（年2回発行）等が送付されます。

■受験者データ

回（施行年月日）	申込者数	受験者数	合格者数	合格率（％）
第9回	4,629人	3,395人	2,040人	60.1%
第10回	4,026人	2,906人	1,104人	38.0%
第11回	3,829人	2,960人	1,266人	42.8%
第12回	4,054人	2,941人	790人	26.9%
第13回	4,281人	3,401人	1,977人	58.1%
第14回	3,860人	3,092人	1,166人	37.7%
第15回	3,413人	2,749人	1,595人	58.0%
第16回	3,154人	2,501人	1,011人	40.4%
第17回	2,571人	2,127人	872人	41.0%
第18回	2,348人	1,959人	1,010人	51.6%

■平成24年9月実施 DCプランナー2級試験（第18回）職種別・業態別成績状況

【職種別成績状況（複数回答可）】

職種名	受験者数	合格者数	合格率
会社員（金融機関）	1,155	567	49.1%
会社員（一般事業会社）	333	174	52.3%
税理士・公認会計士	4	4	100%
社会保険労務士	24	21	87.5%
ファイナンシャルプランナー	95	57	60.0%
年金基金職員	41	34	82.9%
学生	12	8	66.7%
その他・無回答	295	145	49.2%

【団体申込者の業態別成績状況】

	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率	平均点	分野A	分野B	分野C	分野D
都銀・政府系	85	72	84.7%	39	54.2%	71.1	19.6	21.1	19.0	11.4
長信銀・信託	81	67	82.7%	47	70.1%	73.9	20.9	21.2	20.0	11.8
地方銀行	344	277	80.5%	81	29.2%	60.7	16.3	18.3	16.3	9.9
第二地銀	24	20	83.3%	5	25.0%	55.3	14.8	16.8	15.1	8.7
信用金庫	42	36	85.7%	14	38.9%	63.8	17.9	19.1	16.6	10.2
労働金庫	156	135	86.5%	47	34.4%	61.6	17.0	18.6	15.7	10.3
生命保険	103	77	74.8%	45	58.4%	69.8	19.9	20.9	17.6	11.4
損害保険	4	4	100.0%	3	75.0%	77.0	22.5	24.5	19.3	10.8
証券会社	13	12	92.3%	8	66.7%	69.1	19.8	21.7	16.7	10.9
その他	1,494	1,257	84.1%	720	57.3%	69.9	20.3	20.6	17.6	11.4
全体	2348	1959	83.4%	1,010	51.6%	68.0	19.4	20.1	17.4	11.1

分野A（配点26点）我が国の年金制度

分野B（配点34点）確定拠出年金

分野C（配点24点）投資に関する知識

分野D（配点16点）ライフプランニングとリタイアメントプランニング

2 出題範囲 ～学習内容の全体像を把握する

A. わが国の年金制度・退職給付制度

出題の内容と狙い	出題項目
1. 公的年金制度	
確定拠出年金制度は、私的年金制度における新たな選択肢として、公的年金を補完する役割を担います。 その公的年金は、急速に少子高齢化が進むなか、年金支給開始年齢や支給額の見直しなど、様々な改正が行われています。 したがって、確定拠出年金制度の役割を理解するうえで、わが国の年金制度の骨格を形成する公的年金制度の現状（体系、各公的年金の仕組み）と課題を理解することが求められます。	・公的年金制度の概要 ・国民年金の仕組み ・厚生年金保険の仕組み ・共済年金の仕組み ・公的年金制度の改革動向
2. 私的年金制度	
税制適格退職年金制度・厚生年金基金制度に代表される企業年金や個人年金などの私的年金制度は、現在、公的年金制度を補完する重要な役割を担っており、今後も引き続き同様の役割を担っていくことが期待されています。 また、税制適格退職年金制度や厚生年金基金制度は、退職一時金とともに一定の条件の下、確定拠出年金制度へ移行することができます。 したがって、各私的年金制度の仕組みや特徴、そして現在抱えている制度上の課題と解決の方向性を十分理解し、確定拠出年金制度と比較しうる知識が求められます。	・私的年金制度の概要 ・企業年金と退職金制度 ・国民年金基金の仕組み ・厚生年金基金の仕組み ・中小企業退職金共済制度 ・特定退職金共済制度 ・財形年金制度 ・各種個人年金とその仕組み
3. 新しい私的年金制度	
わが国の確定拠出年金制度は、厚生年金基金や国民年金基金等とともに、私的年金制度における新たな選択肢として公的年金を補完する役割を担います。このため、現状の公的年金・私的年金との関係を整理・対比し、さらにその導入に至った背景を理解することが求められます。 また、わが国の確定拠出年金制度は、日本版401(k)ともいわれるように米国の確定拠出年金制度を参考にしていますが、制度内容の異なる部分も少なくありません。したがって、米国の制度とわが国の制度とを比較しうる知識も必要です。 なお、新たに導入された確定給付企業年金法に基づく制度およびハイブリッド型年金制度についても、企業にとっての選択肢の一つという観点から、その概要を踏まえておく必要があります。	・確定拠出年金制度導入の背景 ・確定拠出年金制度の位置付け ・米国確定拠出型年金の概要とわが国制度との比較 ・確定給付企業年金法に基づく制度 ・ハイブリッド型年金制度

B. 確定拠出年金制度

出題の内容と狙い	出題項目
1. 確定拠出年金制度の仕組み	
確定拠出年金制度について、加入者や企業の担当者に対し、正しく分かりやすく説明するためには、本制度の概要や仕組みの十分な理解が何よりも求められます。 企業型年金、個人型年金ともに、制度発足・加入時から加入者が給付を受けるまでの手続き、制度運営に関わる各機関の役割、税制上の措置など、幅広く基礎的な知識が必要とされます。 また、本制度の加入者や企業型年金を実施する企業のメリット・デメリットを理解し、的確に説明しうる知識も求められます。	・確定拠出年金制度の概要 ・企業型年金の仕組み - 企業、運営管理機関 - 運用商品提供機関の役割、資産管理機関 ・個人型年金の仕組み - 国民年金基金連合会、企業、運営管理機関 - 事務委託先金融機関の役割 ・加入対象者 ・掛金と拠出限度額 ・運用 ・受給権と給付 ・離・転職時の取扱い ・税制上の措置 ・確定拠出年金規約 ・加入者のメリット・デメリット ・企業のメリット・デメリット ・既存の退職給付制度からの移行
2. コンプライアンス	
確定拠出年金制度は、個人または事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用し、高齢期においてその運用結果に基づいた給付を受ける仕組みになっています。個人の自己責任を求める点、また加入者の受給権保護の観点等から、制度運営関係者に行為準則を定める等の措置が講じられています。 したがって、制度運営関係者の行為準則や運用商品提供機関の法令に基づく留意点等を、従来の年金制度における受託者責任の考え方および関係法令、ならびに米国の法令等も踏まえ、理解することが求められます。	・事業主の責務と行為準則 ・運営管理機関・資産管理機関の行為準則 ・投資情報提供・運用商品説明上の留意点 ・受託者責任とは ・エリサ法とブルーデントマン・ルール

C. 投資に関する知識

出題の内容と狙い	出題項目
1. 投資の基本	
わが国の個人金融資産残高をみると、貯蓄の構成比が非常に高い状況にあります。運用実績に応じた年金給付となる確定拠出年金制度では加入者に自己責任に基づく投資判断が求められることになるため、貯蓄とは異なる投資の考え方を学び、理解することが不可欠となります。そのため、投資理論の中で使用されるリスクの意味、リスク・リターンの関係を正しく理解し、加入者等に適切にわかりやすく説明することが求められます。 また、確定拠出年金は老後資金の一部を構成するため、一般にその運用は長期にわたります。投資における時間的な概念を把握し、インフレの影響や複利効果、さらには分散投資効果の理解が求められます。	・リスクの定義と計算 ・リターンの計算 ・リスクとリターンの関係 ・貨幣の時間価値（現在価値と将来価値） ・終価と現価の考え方 ・分散投資の目的と効果 ・ドルコスト平均法
2. 運用商品の理解	
加入者が運用商品を選択する確定拠出年金制度では、各運用商品提供機関がどのような運用商品を提供するのか、また各運用商品の特徴は何かを理解することが非常に重要となります。 とくに、確定拠出年金において代表的な運用商品である投資信託については、さまざまな種類がありますので、その仕組みや特徴などについて十分に理解することが必要です。	・預貯金の特徴と留意点 ・債券投資の特徴と留意点 ・株式投資の特徴と留意点 ・投資信託の特徴と留意点 ・保険商品の特徴と留意点 ・外貨建商品の特徴と留意点
3. アセットアロケーションの考え方	
分散投資の効果に基づいて投資判断を行うためには、加入者が自分自身のリスク許容度を知り、それを明確に意識することも重要になります。加入者それぞれのライフステージは異なっており、またリスクに対する考え方も異なるからです。結果として、それらの違いは運用方針の決定を通して、運用商品の組合せに反映されることとなるので、アセットアロケーションの正しい理解が求められます。	・相関係数 ・リスク許容度 ・運用方針の決定 ・アセットアロケーションとは ・有効フロンティアの考え方
4. 投資判断のための評価指標	
加入者が運用商品を選択するうえで、投資に関する確かな情報を入手することが重要です。そのため、投資判断の参考となる投資指標・投資分析情報の種類、入手方法を把握することが求められます。さらに代表的なベンチマークや個別銘柄の価格指標、企業格付機関とその評価方法、投資信託の評価機関とその評価方法なども正確に理解する必要があります。 また、加入者がこれらの指標を理解し、運用商品を選択したり乗り換えたりする場合など、実際の投資にあたって活用できるよう、情報を提供する能力も求められます。	・投資指標・投資分析情報 ・ベンチマーク ・格付け ・投信評価 ・パフォーマンス評価

D. ライフプランニングとリタイアメントプランニング

出題の内容と狙い	出題項目
1・ライフプランニングの基本的な考え方	
確定拠出年金では加入者が自身の判断で運用を行わなければなりません。加入者が自ら運用判断や目標額の設定を行うためには、ライフプランを策定し、アセットアロケーションや拠出額を決定するようアドバイスすることも求められます。 加入者に適切なアドバイスを行うには、ライフプランニングの手順、実際の立て方を習得し、キャッシュフロー表の作成・分析を通して、キャッシュフロー・マネジメントと資産積立プランについて理解することが求められます。	・ライフプランニングに必要な知識 ・ライフプランの立て方 ・キャッシュフロー表の作成法 ・キャッシュフロー・マネジメントと資産積立プラン
2. リタイアメントプランニングと確定拠出年金	
老後の生活設計を行うリタイアメントプランニングは、ライフプランニングの一部を構成すると考えられますが、確定拠出年金の導入により、リタイアメントプランを支える資金準備の選択肢が広がることになります。 リタイアメントプランの基礎をなす公的年金を確定拠出年金でいかに補完するか、長期運用の視点からのアセットアロケーションのあり方、また退職時や年金受給時における税制上の取扱いなど、退職後の生活を設計し実現するための総合的なプランニング能力が要求されます。	・ライフプランとリタイアメントプランの関係 ・リタイアメントプランの作成 ・公的年金の受給額計算 ・退職一時金・年金に係る税金 ・リタイアメントプランニングにおけるアセットアロケーション ・リタイアメントプランニングと確定拠出年金

3

(1) 最近の傾向

(2) 对策

[illegible]

TAC教材の効果的な利用方法

- A) テキスト

- ## B) 問題集

- ### C) ファイナルチェック

＜試験の目標を立てる＞

必ず書き込みましょう

4分野の難易度はそれぞれ異なります。まず、目標を立てましょう。

分 野	難易度	出題数	標準的な目標	自分の目標
A わが国の年金制度・退職給付制度	普通～難	12問	8～10問	問
B 確定拠出年金制度	普通～難	15問	9～12問	問
C 投資に関する知識	普通～難	10問	6～8問	問
D ライフプランニングとリタイアメントプランニング	易～普通	8問	5～7問	問
合 計		45問	32問以上	問

※表中の難易度、出題数、標準的な目標は、基礎編・応用編を合計した一応の目安です。

4 本試験出題例 ～試験問題のイメージをつかむ

A わが国の年金制度・退職給付制度

(2010年10月試験 問題1)

国民年金の給付に関する次の記述のうち、不適切なものはどれか。

1. 老齢基礎年金は、原則として、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上ある者が65歳に達した時に、その者に支給される。
2. 付加年金は、月額400円の付加保険料を納付した者が老齢基礎年金の受給権を取得した時に、その者に支給される。
3. 死亡一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数が12月以上ある者が、老齢基礎年金または障害基礎年金を受給せずに死亡した場合、一定の要件を満たした遺族に支給される。
4. 寡婦年金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上ある夫が、障害基礎年金、老齢基礎年金を受給せずに死亡した場合、所定の要件を満たす妻に対して、原則として60歳から65歳になるまでの間、支給される。

(解答) 3

B 確定拠出年金制度

(2010年10月試験 問題11)

確定拠出年金の運営管理機関の役割に関する次の記述のうち、適切なものはどれか。

1. 運営管理機関は、加入者等のために忠実に業務を遂行し、加入者等の利益を保護しなければならないため、運用商品を提供する運用商品提供機関を兼ねることができない。
2. 運用関連運営管理機関の行う「個別の運用方法（商品）の選定・提示」とは、加入者等の立場に立って、元本確保の運用方法（商品）を1つ以上含め、リスク・リターンの異なる3つ以上の運用方法（商品）を選定し、選定理由とともに加入者等に提示することをいう。
3. 記録関連運営管理機関が行う「給付に係る事務」とは、受給者の指定口座宛に給付金の送金手続等を行うことをいう。
4. 運営管理業務は、銀行その他の金融機関のみが主務大臣の登録を受けて営むことができるものであり、金融機関以外の法人は営むことができない。

(解答) 2

C 投資に関する知識

(2006年9月試験 問題26)

現在（現在価値）と終価（将来価値）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。税金、手数料を考慮しないものとする。

1. 投資利回りが年率3%のとき、1万円を5年間複利運用すると、11,593円となる。
2. 投資利回りが年率4%のとき、10年後における1万円の現在価値は、6,756円である。
3. 投資利回りが年率4%のとき、現在の1万円の20年後における将来価値は、6,758円である。
4. 投資利回りが年率3%のとき、毎年初に1万円を20年間積み立てたときの20年後の将来価値は、276,765円である。

(解答) 3

D ライフプランニングとリタイアメントプランニング

(2010年10月試験 問題30)

退職金に係る税金に関する次の記述のうち、不適切なものはどれか。なお、他に受け取った退職手当等はないものとする。

1. 「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合は、退職金の支払者がその支払の際に税額を計算して源泉徴収が行われるため、受給者は原則として確定申告する必要はない。
2. 「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合は、退職金の2分の1の額に税率20%を乗じて求めた税額が源泉徴収される。
3. 確定拠出年金の加入者期間が7年間、運用指図者期間が3年の場合で、60歳時点で老齢給付金を一時金で受け取った受給者の退職所得控除額は、280万円である。
4. 退職時に企業年金を一時金として受け取る場合は、税法上、退職所得として退職所得控除が受けられる。

(解答) 2